

令和5年度県税収入決算について

令和6年8月6日
経営管理部税務課

1 ポイント

○県税収入決算額 1,521億43百万円（前年度比▲43億99百万円、▲2.8%）

- ・株式等譲渡所得などの増により個人県民税は増え過去最高となったものの、還付額の増や輸入額の減による地方消費税の減などにより減収（表3）

○実質税収※決算額 1,578億円（前年度比+1億14百万円、+0.1%）

- ・地方消費税の都道府県間での清算により、本県に帰属する実質的な地方消費税は増え過去最高となったため、3年連続の増収となり過去最高を更新（表3）

※地方消費税の都道府県間での清算や市町村への交付金、特別法人事業譲与税を加減した県に残る税収

○県税収入、実質税収ともに2月補正後の最終予算額は確保

2 主な税目の状況（表1）※いずれも現年課税分

((1)法人二税は主に令和4年度の企業業績に係る税収、(2)個人県民税は主に令和4年の個人所得に係る税収)

(1) 法人二税 408億20百万円（前年度比▲15億31百万円、▲3.6%）

○税収額は、前年度比では減収となったが高水準を維持

- ・法人県民税 34億26百万円（前年度比▲2億49百万円、▲6.8%）
- ・法人事業税 373億95百万円（前年度比▲12億16百万円、▲3.3%）

(2) 個人県民税 423億02百万円（前年度比+17億52百万円、+4.3%）

○均等割、所得割や株式等譲渡所得割などの増により過去最高

- ・均等割、所得割 384億90百万円（前年度比+6億75百万円、+1.8%）
- ・株式等譲渡所得割 19億39百万円（前年度比+8億50百万円、+78.1%）

(3) 地方消費税 350億71百万円（前年度比▲47億64百万円、▲12.0%）

○還付額の増により譲渡割が減収、輸入額の減により貨物割が減収

○実質税収(都道府県間での清算を行い、市町村交付金を除いた額)は、地方消費税清算金支出の減により270億10百万円（前年度比+3億20百万円、+1.2%）となり、過去最高を更新

(4) 軽油引取税 99億99百万円（前年度比▲2億61百万円、▲2.5%）

○軽油の引取数量の減により減収

(5) その他

○水と緑の森づくり税（法人県民税及び個人県民税の内数）の税収は3億87百万円

3 収入率、収入未済額（表4、表5）

（1）収入率 98.6%（前年度比▲0.1ポイント）

○現年課税分の収入率 99.3%（前年度比▲0.2ポイント）

○主な税目の状況（現年課税分収入率）

- ・個人県民税：98.9%〔前年度比▲0.1ポイント〕
- ・自動車税種別割：99.8%〔前年度比▲0.1ポイント〕

（2）収入未済額 20億24百万円※（前年度比+114百万円、+6.0%）

○令和6年能登半島地震による県税の申告・納付等の期限の延長の影響により増加

○主な税目の状況

- ・個人県民税：13億19百万円（前年度比▲5百万円、▲0.4%）

市町村との共同徴収や特別徴収の推進等の取組みにより、13年連続で減少

（個人県民税は、個人市町村民税とともに市町村が賦課徴収）

※うち、納期未到来や期限内に納付があったものの県口座への入金タイムラグにより翌年度収入となった分が8億40百万円であり、これらを除くと実質11億83百万円となる。

4 ふるさと納税の状況（表6）

災害支援を目的とした寄附や大口寄附の増加などにより、令和5年度の受入件数は10,989件（前年度比+6,625件）、受入金額は2億6,149万円（前年度比+1億2,892万円）と、いずれも過去最高となった。

表1 令和5年度県税収入決算の状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度 決 算 A	令 和 5 年 度				備 考 (前年度決算からの増減理由等)
		最終予算 B	決 算 C	最終予算 との増減 D (C-B)	令和4年度決算との比較 増 減 額 E (C-A)	対前年度 比
法 人 県 民 税	3,675	3,359	3,426	67	▲ 249	93.2
法 人 事 業 税	38,676	36,617	37,395	778	▲ 1,281	96.7
(法人二税小計)	42,351	39,976	40,820	844	▲ 1,531	96.4
個人県民税 (均等割、所得割)	37,815	38,297	38,490	193	675	101.8
県民税利子割	114	104	95	▲ 9	▲ 19	83.2
県民税配当割	1,532	1,734	1,779	45	246	116.1
県民税株式等譲渡所得割	1,089	1,889	1,939	50	850	178.1
個 人 事 業 税	1,315	1,325	1,376	51	60	104.6
地方消費税譲渡割	34,311	30,191	30,607	416	▲ 3,704	89.2
地方消費税貨物割	5,524	4,366	4,465	99	▲ 1,059	80.8
(地方消費税小計)	39,835	34,557	35,071	514	▲ 4,764	88.0
不 動 産 取 得 税	2,276	2,458	2,642	184	365	116.1
県 た ば こ 税	1,156	1,143	1,158	15	2	100.2
ゴルフ場利用税	278	279	277	▲ 2	▲ 2	99.3
軽 油 引 取 税	10,260	9,928	9,999	71	▲ 261	97.5
自動車税種別割	16,607	16,445	16,429	▲ 16	▲ 179	98.9
自動車税環境性能割	1,053	1,069	1,262	193	209	119.9
(自動車税小計)	17,661	17,514	17,691	177	30	100.2
鉾 区 税	1	1	1	▲ 0	▲ 0	83.6
狩 猟 税	6	5	5	0	▲ 0	93.3
現年課税計	155,688	149,210	151,341	2,131	▲ 4,347	97.2
滞 納 繰 越	854	790	802	12	▲ 52	93.9
① 合 計	156,542	150,000	152,143	2,143	▲ 4,399	97.2

(注) 表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため、計数が一致しない場合がある。
自動車税種別割には、旧自動車税を、自動車税環境性能割には、旧自動車取得税を含む。

表2 清算金、交付金を加減した県の実質税収

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度 決算A	令和5年度 決算B	増減額 C(B-A)	対前年度比 D(B/A)
① 県税収入合計	156,542	152,143	▲ 4,399	97.2%
② (歳入) 地方消費税清算金等	54,321	54,016	▲ 305	99.4%
③ (歳出) 地方消費税清算金等	40,130	34,917	▲ 5,213	87.0%
④ (歳出) 市町村交付金	32,485	32,956	471	101.5%
⑤ 実 質 税 収 ① + ② - ③ - ④	138,249	138,286	38	100.0%
⑥ (歳入) 特別法人事業譲与税	19,437	19,514	76	100.4%
⑦ 特別法人事業譲与税を 加えた実質税収⑤+⑥	157,686	157,800	114	100.1%

【参考】地方消費税に係る実質税収

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度 決算A	令和5年度 決算B	増減額 C(B-A)	対前年度比 D(B/A)
① 地方消費税収入	39,835	35,071	▲ 4,764	88.0%
② (歳入) 地方消費税清算金収入	54,321	54,016	▲ 305	99.4%
③ (歳出) 地方消費税清算金支出	40,130	34,917	▲ 5,213	87.0%
清算後税収 ①+②-③	54,026	54,170	144	100.3%
④ (歳出) 市町村交付金	27,336	27,160	▲ 175	99.4%
実質税収 ①+②-③-④	26,690	27,010	320	101.2%

(注) 表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため、計数が一致しない場合がある。
⑦の特別法人事業譲与税を加えた実質税収の令和5年度最終予算額は1,555億79百万円

表3 県税収入額の推移

現年課税・滞納繰越 計

上段：収入額(単位：百万円)
下段：前年度比(%)

年度 税 目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総 額	123,379	139,780	139,763	139,202	140,934	142,449	148,028	154,762	156,542	152,143
	105	113	100	100	101	101	104	105	101	97
法人県民税	6,594	5,841	4,984	4,865	5,252	4,911	3,635	3,568	3,680	3,432
	116	89	85	98	108	93	74	98	103	93
法人事業税	22,568	25,607	29,037	28,388	29,930	31,410	29,889	34,673	38,695	37,413
	117	113	113	98	105	105	95	116	112	97
法人二税小計	29,161	31,448	34,021	33,253	35,182	36,320	33,523	38,241	42,376	40,844
	116	108	108	98	106	103	92	114	111	96
個人県民税 (均等割、所得割)	35,812	36,189	36,905	37,156	37,838	38,162	38,256	37,479	38,191	38,859
	100	101	102	101	102	101	100	98	102	102
地方消費税	19,828	34,419	32,331	30,647	30,418	31,652	40,411	42,310	39,835	35,071
	114	174	94	95	99	104	128	105	94	88
軽油引取税	11,338	10,775	10,688	11,123	11,320	10,925	10,503	10,702	10,668	10,369
	100	95	99	104	102	97	96	102	100	97
自動車税	17,145	17,019	16,903	16,981	17,056	17,329	17,557	17,432	17,680	17,706
	99	99	99	100	100	102	101	99	101	100
そ の 他	10,095	9,930	8,915	10,042	9,120	8,062	7,777	8,598	7,792	9,294
	95	98	90	113	91	88	96	111	91	119

< 参 考 >

実質税収	113,549	123,583	125,237	125,397	128,603	129,805	128,407	133,658	138,249	138,286
特別法人 事業譲与税	20,557	18,538	15,420	15,974	18,063	17,683	15,176	16,822	19,437	19,514
特別法人事業譲与 税を含む実質税収	134,106	142,121	140,657	141,371	146,666	147,489	143,583	150,480	157,686	157,800

※表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため、計数が一致しない場合がある。

※特別法人事業譲与税は、R1まで地方法人特別譲与税

※自動車税には、旧自動車税及び旧自動車取得税を含む(以下の表も同じ)

表4 収入率の推移

(単位：%)

年度 税 目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県 税 全 体	97.7	98.0	98.0	98.2	98.4	98.4	98.1	98.7	98.7	98.6

表5 収入未済額の推移

現年課税・滞納繰越 計

(単位：百万円)

年度 税 目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総 額	2,732	2,639	2,667	2,491	2,201	2,207	2,858	2,006	1,910	2,024
個人県民税	2,061	2,015	1,956	1,810	1,670	1,570	1,495	1,380	1,323	1,319
自動車税	173	142	118	102	80	72	77	60	54	64
そ の 他	498	482	593	579	451	565	1,286	566	532	641

表6 ふるさと納税の推移

(単位：件、千円)

年度 税 目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件 数	256	397	271	137	1,020	2,136	4,589	3,860	4,364	10,989
金 額	14,155	14,659	6,890	4,487	21,601	45,323	108,223	165,272	132,571	261,487

(用語に関する補足説明)

○ 法人二税

法人事業税及び法人県民税を指します。

○ 特別法人事業譲与税

令和元年度の税制改正により、地方法人課税の偏在是正の一環として、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止にあわせて創設されました。各都道府県において賦課徴収して国に払い込まれる特別法人事業税（国税）の収入額を人口で按分した額（不交付団体には譲与制限あり）が、国から各都道府県に特別法人事業譲与税として譲与されています。

○ 地方消費税率の引上げ

平成26年4月から消費税率（国・地方）が5%から8%に引上げられ、地方消費税についても消費税率換算で1%から1.7%に引上げられました。さらに、令和元年10月から消費税率（国・地方）が8%から10%に引上げられ、地方消費税についても消費税率換算で1.7%から2.2%に引上げられました。なお、地方消費税収のうち税率引上げ分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

○ 地方消費税の還付

商品を仕入れたり、サービスの提供を受けたりして支払った対価には、消費税及び地方消費税が含まれています。この仕入代金の額に含まれている消費税及び地方消費税の額は、売上に対する消費税及び地方消費税の額から控除することができます。この場合、控除しきれない部分があるときは、確定申告により還付されます。

○ 地方消費税の清算

地方消費税は法人・個人の住所地（譲渡割）や保税地域（港湾等）の所在地（貨物割）の都道府県にいったん納付されますが、税の最終負担者（消費者）が消費を行った都道府県に税収を帰属させるため、小売年間販売額等の消費に関連した基準により、47都道府県間で清算を行っています。

○ 市町村交付金

地方税法の規定により、県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、自動車税環境性能割、ゴルフ場利用税については、都道府県が徴収した税収の一定割合を市町村に交付することとされています。

○ 水と緑の森づくり税

とやまの森を県民全体で守り育てるため、平成19年4月に導入され、県民税の均等割の税率に一定額を上乗せして課税しています。税率は、個人が500円／年、法人が資本金等の額に応じ1,000円～100,000円／年となっています。

○ 現年課税分

納税義務者が納入すべき税額のうち当該年度に賦課決定等された分をいいます。これに対し、納税義務者が納入すべき税額のうち前年度の収入未済額であった分を「滞納繰越分」といいます。

○ 収入未済額

当該年度に納税義務者が納入すべき税額のうち、出納閉鎖期日（5月31日）までに納入されなかった額をいいます。

○ 収入率

当該年度に納税義務者が納入すべき税額に対して、実際に納入された金額の割合をいいます。

○ 特別徴収

税金の徴収について便宜を有する者（例：給与支払者）がこれを徴収し、その徴収した税金を納めることをいいます。これに対し、納税通知書を納税者に交付することによって税金を徴収することを「普通徴収」といいます。（例：個人住民税の特別徴収）

○ 共同徴収

希望する市町村に県の税務職員を派遣し、個人住民税を中心とした滞納案件について、財産調査や滞納処分についての助言、市町村税務職員との共同による財産調査や差押え等の滞納処分などを行うものです。